

## 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和2年3月6日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 西小千谷ショッピングセンター  
所在地 小千谷市城内2丁目1589番 外  
設置者 株式会社原信
- 2 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
    - ア 駐車場の位置  
(変更前) 位置 届出書に添付された図面のとおり  
(変更後) 位置 届出書に添付された図面のとおり
    - イ 駐輪場の位置  
(変更前) 位置 届出書に添付された図面のとおり  
(変更後) 位置 届出書に添付された図面のとおり
    - ウ 荷さばき施設の位置  
(変更前) 位置 届出書に添付された図面のとおり  
(変更後) 位置 届出書に添付された図面のとおり
    - エ 廃棄物等の保管施設の位置  
(変更前) 位置 届出書に添付された図面のとおり  
(変更後) 位置 届出書に添付された図面のとおり
  - (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
    - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)
      - ・株式会社原信  
午前9時00分から午後12時00分  
(変更後)
      - ・株式会社原信 他1者  
午前9時00分から午後12時00分
    - イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
(変更前)
      - ・荷さばき施設1  
午前6時00分から午後6時00分
      - ・荷さばき施設2  
午前7時00分から午後3時00分
      - ・荷さばき施設3  
午前10時00分から午後5時00分  
(変更後)
      - ・荷さばき施設1  
午前6時00分から午後9時00分
      - ・荷さばき施設2  
午前6時00分から午後9時00分
- 3 変更年月日  
令和2年10月22日
- 4 変更の理由  
新たなテナントを誘致するとともに、施設の運営の効率化を図るため。
- 5 届出年月日

令和2年2月21日

- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働部商業・地場産業振興課  
(なお、小千谷市商工振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間  
令和2年3月6日から令和2年7月6日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業・地場産業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237  
Eメール [ngt050020@pref.niigata.lg.jp](mailto:ngt050020@pref.niigata.lg.jp)